

(案)

沖縄県立中部病院清掃業務委託契約書

沖縄県立中部病院 院長 ○○○○ (以下「甲」という。)と○○○○ (以下「乙」という。)は、沖縄県立中部病院の清掃業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

- 業務名 沖縄県立中部病院清掃業務
- 作業場所 沖縄県立中部病院
- 契約期間 自 令和7年4月1日
至 令和9年3月31日
- 委託金額 本契約に基づく委託金額は○○○○円 (うち消費税額 ○○○○円)とする。
甲が乙に支払う契約金額は、下表のとおりとする。なお、委託金額との差額については各年度3月分請求の際に金額を調整するものとする。

年度	月額 (うち消費税額)
7	○○○○○ 円 (うち消費税額 円)
8	○○○○○ 円 (うち消費税額 円)

- 契約保証金 ○○○○円
(契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県病院事業局財務規程第○条第○項のいずれかに該当する場合は免除とする)
- 特約事項
上記について、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県うるま市字宮里281

職・氏名 沖縄県立中部病院
院長 ○○ ○○

印

乙 住 所 ○○○○

職・氏名 ○○○○
○○○○

印

(作業実施等)

第1条 乙は清掃作業等について、「清掃業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づいて誠実かつ良心的にこれを行うものとする。

2 仕様書に明記されていない事項については、甲、乙協議の上、これを定める。

(作業実施計画書の作成)

第2条 乙は仕様書に基づいて作業実施計画書を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第3条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿

(2) 塹壕の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

(使用材料の検査)

第4条 清掃作業に使用する材料は、すべて甲の検査に合格したものでなければならない。

(基準に不合格の場合)

第5条 作業の実施が仕様書に示すものに適合していないと甲が認めたときは、その作業の手直しを甲は命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

(委託金額の支払い)

第6条 乙は委託金額を翌月10日までに請求するものとし、甲は乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(委託金額の変更等)

第7条 一般経済情勢の変動に基づく価格等の変動により作業用材料代等に増減を生じても、当初の委託金額又は作業内容を変更することは出来ない。ただし、最低賃金額の改定、予期することの出来ない異常の事情が発生したための経済情勢の激変等により委託金額が著しく不相当であると認められるに至った時は甲、乙協議のうえ、委託金額又は作業内容を変更することができる。また、消費税率の改正があったときは改正後の税率を適用するものとする。

(再委託等の禁止)

第8条 乙はこの契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡若しくは再委託をすることができない。

(乙の守るべき事項)

第9条 乙は作業員が作業に従事する時は、一定の服装を着装させ、乙の作業員である事を明確にし、常に清潔さを保たせなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第10条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(負担区分)

第11条 本契約の作業を行うために必要な機器、資材、消耗品等は乙の負担とし、甲はこれに要する用水、電力等を無償で乙に提供するものとする。

2 乙は電力、水道等の使用については極力節減し、使用後はその始末を完全にし、事故等の発生防止に努めなければならない。

(作業実施中の損害賠償)

第12条 乙は作業実施中又は本契約の規定に違反したことにより若しくは、乙及び乙の作業員の故意又は過失により甲又は甲の従業員若しくは第三者に損害を与えた場合は、その一切の賠償の責を負うものとする。

(作業員に発生した損害賠償)

第13条 本契約の履行に関連し、乙の作業員に発生した損害について甲の責に帰する理由による場合のほかは、乙の負担とする。

(暴風時の業務遂行)

第14条 甲は、暴風警報発令により業務停止命令が発せられた後も引き続き業務を遂行する必要があると認められる場合には、乙に対して業務を遂行させることができるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第15条 乙及び乙の従業員は、本業務遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(特約事項)

第16条 乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に業務の引継をうけなければならない。

2 契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

3 乙は、4月1日には必要とするだけの人員を配置し、業務を確実に履行すること。

(反社会勢力の排除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条1号に規定する暴力団
- (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

（契約解除権）

第18条 甲は乙が正当な理由なく本契約に定める条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において本契約に係る予算が減額又は削除された場合は、契約を解除できるものとする。

（管轄裁判所）

第19条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（契約の定めのない事項）

第20条 本契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第21条 乙はこの契約条項の他、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年3月31日病院事業局管理規程第19号）及び沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）を遵守するものとする

（用具の準備）

第22条 清掃委託作業に使用する機械器具及び資材等は、特に定めのない限り乙が準備するものとする。

（業務の代行）

第23条 乙が業務を履行できなくなった場合の保証のため、あらかじめ代行者を定めることができる。その場合、乙は甲に代行者を報告しなければならない。

2 乙の申出により、甲が業務の代行の必要性を認めた場合は、代行者が代行して業務を履行する。その場合、代行者は乙とともに本契約各条項を遵守しなければならないが、それにより乙の義務が免除されるものではない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複

写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃

棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。
（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注）1 「甲」は委託者（病院事業局長又は県立病院長）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。